

相続手続きと相続対策 あんしんガイド

事務所名	石川金沢相続サポートセンター むかい税理士法人・むかい司法書士事務所
代表	代表税理士 向 智大 (むかい ともひろ) 税理士・司法書士 向 貴子 (むかい たかこ)
住所	〒920-0043 石川県金沢市長田二丁目24番33号
TEL/FAX	TEL : 0120-779-155 TEL : 076-254-0301 FAX : 076-254-0302
E-mail	info@mukai-group.com
ホームページ	相続手続HP http://www.auberge-sangler.com/ 生前対策HP http://findfreepapers.com/
営業日・営業時間	(平日)9:00~21:00(夜間・休日応相談) ※メール、FAXは365日24時間受付です。
資格者数	税理士2名・司法書士1名

私たちがおまかせいたします。ただそれだけ。



石川金沢相続サポートセンター
むかい税理士法人・むかい司法書士事務所
〒920-0043 石川県金沢市長田二丁目24番33号

お問合せ お気軽に問合せください。
0120-779-155

GUIDE BOOK
相続安心

これ一冊で
相続のすべてが安心!

相続手続き & 相続対策

あんしんガイド

GUIDE BOOK



- 遺言を書きたいがどうしたら良いのか?
- 葬儀後、何から手を付けて良いかわからない
- 相続手続の手順と方法を知りたい
- 我が家の場合、相続税がかかるのか、かからないのかを知りたい
- 相続手続&相続税に関する全般的な知識を学びたい

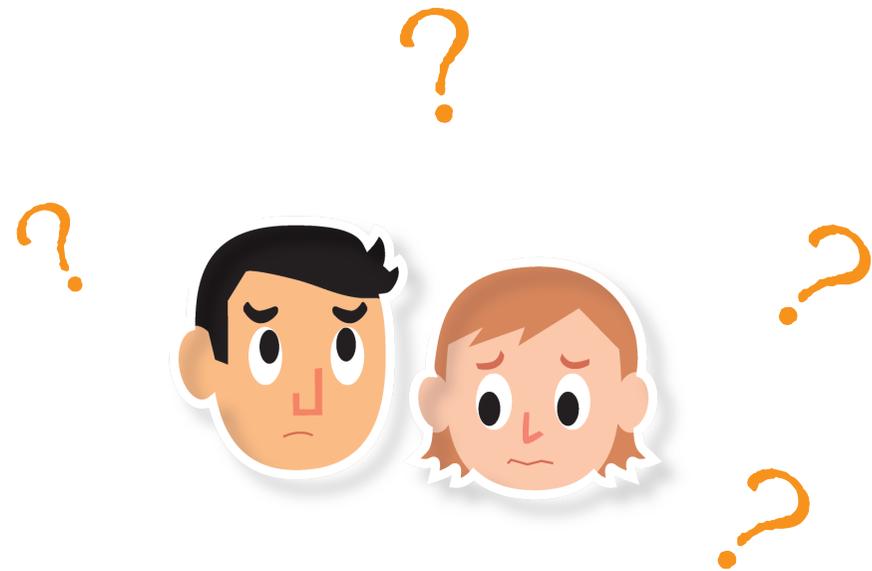
相続手続きの手引き本

石川金沢相続サポートセンター
むかい税理士法人・むかい司法書士事務所
〒920-0043 石川県金沢市長田二丁目24番33号

お問合せ お気軽に問合せください。
0120-779-155

石川金沢相続サポートセンターは、石川・金沢を中心に遺産相続・遺言・相続税申告に関する総合的なご支援をしております。

相続って分からないことだらけ……



代表税理士
向 智大



税理士・司法書士
向 貴子

ごあいさつ

相続の手続きや仕組みには、難しいこと、わずらわしいことがたくさんあります。普段の生活の中では出会わないことばかりです。でも、ご安心下さい！石川金沢相続サポートセンターは、税理士・司法書士による丁寧かつ安心のサポートをご提供いたします。分からないことは何でも聞いてください。あなたのご相談をお待ちしております！

目次 contents

ごあいさつ

01. 相続手続

1. 相続手続の全体像（フローチャート）
2. 相続手続の種類

02. 相続手続の進め方

1. 誰に分ける？ 相続人と相続分
2. 何を分ける？ 相続財産調査
3. 遺産をどう分ける？ 遺産相続の方法
4. 準確定申告とは？
5. 相続税とは？
6. 相続税の申告と納付
7. 相続関係用語解説
8. 必要書類一覧

03. 生前対策の進め方

1. 争族対策
2. 相続税対策

04. 石川金沢相続サポートセンターについて

1. 石川金沢相続サポートセンターの4つの安心
2. 石川金沢相続サポートセンターでお手伝いできること

※本ハンドブックに含まれるあらゆる情報等は全て平成27年4月1日現在の法令に基づいて作成しておりますが完全性・正確性に関して一切の保障を与えるものではありません。本ハンドブックに含まれる情報等を利用し、直接的・間接的に損失が生じた場合、一切の責任を負わないものとします。

遺産相続って
どうやれば
いいんだろう？

相続人って
なんだ？
誰がなるんだ？

相続放棄って
何だ？

相続税って
どれくらい
かかるんだ？

相続って
どうやって
進めるんだ？

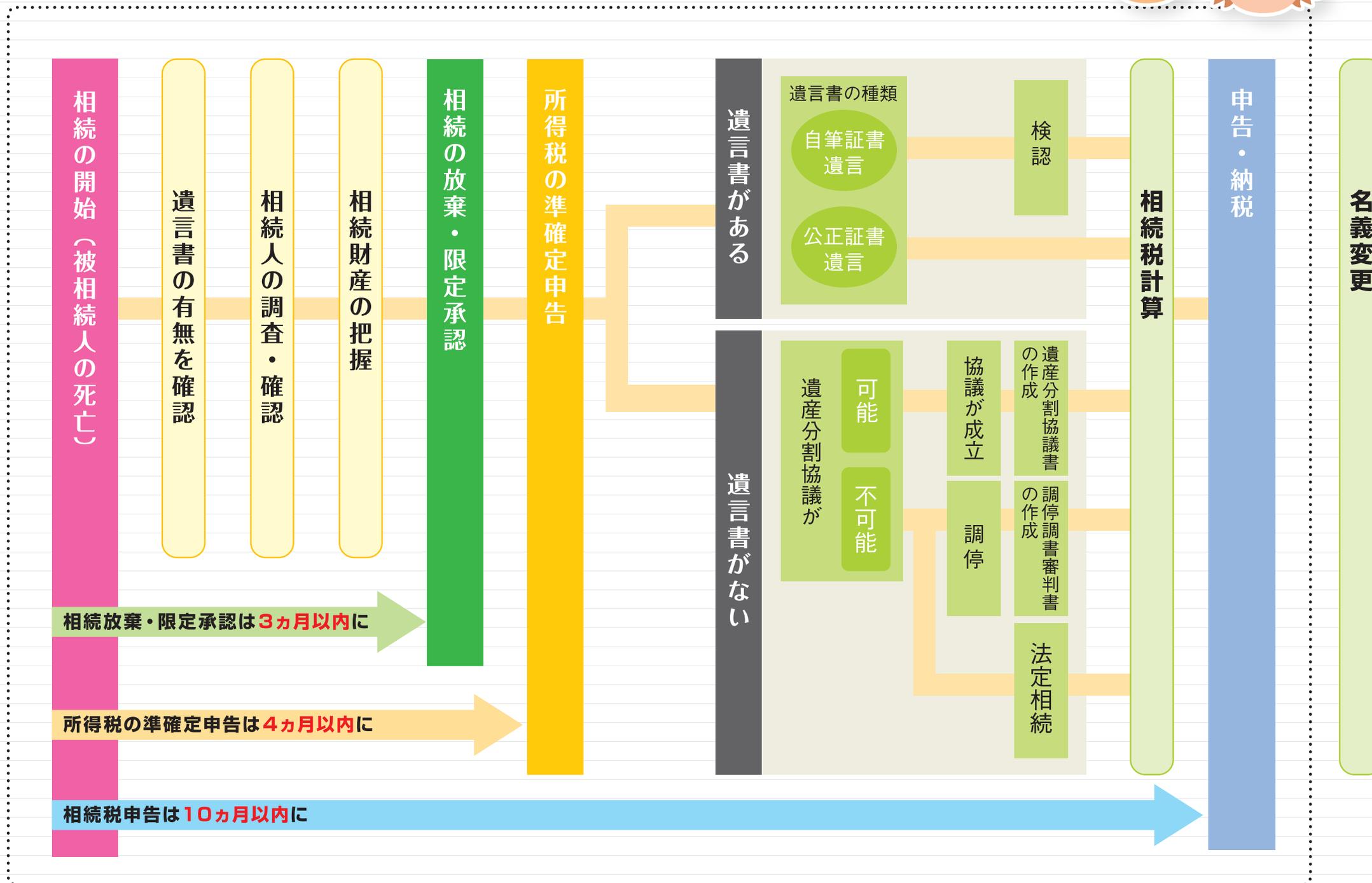
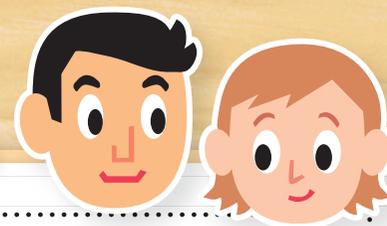
遺言書って
どうやって書けば
いいんだろう？

01.相続手続

1. 相続手続の全体像 (フローチャート)



ふむふむなるほど!



01. 相続手続

2. 相続手続の種類

相続手続のスケジュールが分かったら、ご自身がどこでどんな手続をするべきかをチェックしてみましょう。相続手続は性質によって大きく5つに分類できます。基本手続・やめる手続・もらう手続・引き継ぐ手続・法律上の手続です。期限があるものも多く、優先順位をつけることが重要です。

基本手続

<input type="checkbox"/> 死亡届	市区町村役場(7日以内)
<input type="checkbox"/> 死体火葬埋葬許可申請	市区町村役場(7日以内)
<input type="checkbox"/> 世帯主変更届	市区町村役場(14日以内)
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当認定請求	市区町村役場(世帯主変更届と同時に)
<input type="checkbox"/> 復氏届	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 姻族関係終了届	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 子の氏変更許可申請	家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 改装許可申立	旧墓地の市区町村役場
<input type="checkbox"/> 国民健康保険証	市区町村役場
<input type="checkbox"/> シルバーパス	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 高齢者認証福祉サービス	福祉事務所
<input type="checkbox"/> 死亡退職届	勤務先
<input type="checkbox"/> 身分証明書	勤務先
<input type="checkbox"/> 最終給与	勤務先
<input type="checkbox"/> 社会保険証	勤務先
<input type="checkbox"/> クレジットカード	クレジット会社

やめる手続

<input type="checkbox"/> 借金(負債の確認)	金融機関・ローン会社
<input type="checkbox"/> 会員証	デパート・フィットネスクラブ・JAF・老人会など
<input type="checkbox"/> リース・レンタルサービス	リース会社・レンタル会社
<input type="checkbox"/> 金融取引(預金)	金融機関
<input type="checkbox"/> 証券取引(株・投資信託)	証券会社
<input type="checkbox"/> 生命保険・入院保険	生命保険会社

もらう手続

<input type="checkbox"/> 団体弔慰金	共済会・互助会・協会・サークル
<input type="checkbox"/> 簡易保険	郵便局
<input type="checkbox"/> 死亡退職金	会社
<input type="checkbox"/> 遺族共済年金	共済会
<input type="checkbox"/> 葬祭料	共済会・市区長村役場(2年以内)
<input type="checkbox"/> 生命保険付住宅ローン	銀行(団体生命保険)
<input type="checkbox"/> クレジットカード	カード会社(保険付帯確認)
<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求(国民年金)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 寡婦年金の請求(国民年金)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求(国民年金)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 遺族厚生年金の請求(厚生年金)	社会保険事務所
<input type="checkbox"/> 遺族共済年金の請求(共済年金)	社会保険事務所
<input type="checkbox"/> 葬祭費の請求(国民健康保険)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 埋葬費の請求(社会保険)	勤務先・社会保険事務所
<input type="checkbox"/> 高額療養費の請求(健康保険)	市区町村役場・社会保険事務所
<input type="checkbox"/> 高額療養費の選付	社会保険事務所
<input type="checkbox"/> 遺族補償年金・一時金の請求	労働基準監督署

引き継ぐ手続

<input type="checkbox"/> 借地契約	地主
<input type="checkbox"/> 賃貸住宅	管理会社・地主
<input type="checkbox"/> 公営住宅	公営管理団体
<input type="checkbox"/> 家屋の火災保険	損害保険会社
<input type="checkbox"/> 預金・貯金	各金融機関
<input type="checkbox"/> 出資金	銀行・信用金庫・農協
<input type="checkbox"/> 株	証券会社
<input type="checkbox"/> 自動車	陸運局
<input type="checkbox"/> 自動車保険	損害保険会社
<input type="checkbox"/> 保証金	保証金の預け先
<input type="checkbox"/> 貸付金	貸付先
<input type="checkbox"/> 電話加入権	電話会社
<input type="checkbox"/> 光熱費	電気・ガス会社・水道局
<input type="checkbox"/> 会員権	ゴルフ・リゾートクラブ
<input type="checkbox"/> 事業の許認可	管轄官庁
<input type="checkbox"/> 著作権	各著作権協会
<input type="checkbox"/> 借金(住宅ローン、クレジット)	各金融機関・ローン会社
<input type="checkbox"/> 保証人の地位	債権者
<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税の承継	市区町村役場

法律上の手続

<input type="checkbox"/> 相続人の確定(相続関係説明図の作成)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 遺産の調査(遺産目録の作成)	引き継ぐ手続先全て
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の作成	相続人
<input type="checkbox"/> 特別代理人選任の申立(相続人が未成年の場合)	家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認(自筆遺言書の場合)	家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 遺言執行者選任の申立(遺贈の場合)	家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認の申立	家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 不動産の名義変更登記(相続登記)	法務局(司法書士)
<input type="checkbox"/> 会社役員の死亡登記	法務局(司法書士)
<input type="checkbox"/> 住宅ローンの引受け	銀行・信用金庫・法務局
<input type="checkbox"/> 根抵当権の引受け(事業用資金の借入がある場合)	銀行・信用金庫・法務局
<input type="checkbox"/> 借金の整理	債権者(司法書士・弁護士)
<input type="checkbox"/> 遺留分減殺請求	相続人
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	税務署(税理士)
<input type="checkbox"/> 相続税の申告	税務署(税理士)
<input type="checkbox"/> 年金の手続き	市区町村役場・社会保険事務所
<input type="checkbox"/> 健康保険の手続き	市区町村役場・社会保険事務所
<input type="checkbox"/> 事業の許認可(農業、建設業、酒・たばこの販売)	管轄官庁
<input type="checkbox"/> 特許	特許庁(弁理士)

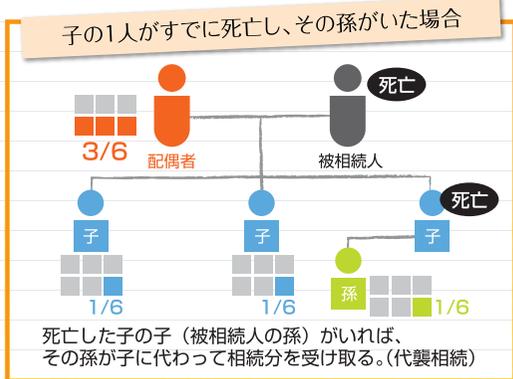
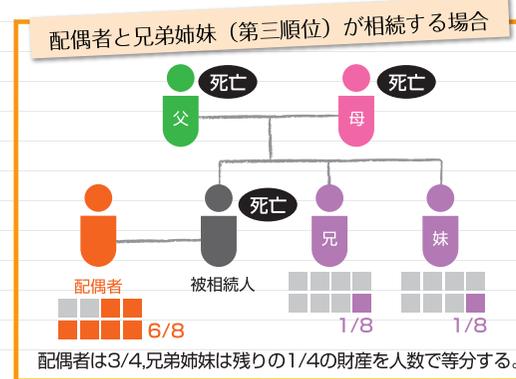
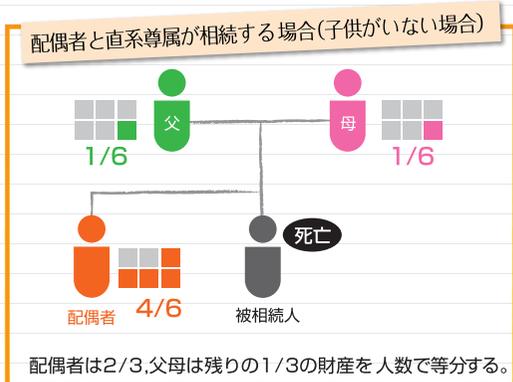
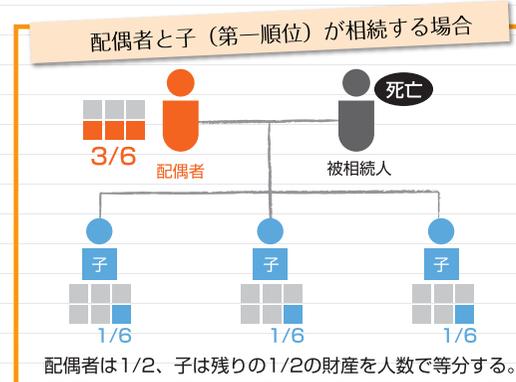


02.相続手続の進め方

1. 誰に分ける？相続人と相続分

相続人とは、**相続する権利がある方**のことを指します。
 相続分とは、**相続人が遺産を相続できる法律上の割合**のことを言います。法律では相続人とその相続分について、次のように定められています。

妻または夫（配偶者）	常に法定相続人となります。
第1順位 子	配偶者とともに常に法定相続人となります。
第2順位 父母	被相続人に子がいなかった場合に配偶者とともに法定相続人となります。
第3順位 兄弟姉妹	被相続人に子も父母もいなかった場合に配偶者とともに法定相続人となります。



※実子の嫡出子と養子の相続分は同じです。
 ※相続人になるはずだった子が死亡しても、さらにその子がいる場合には、第一順位の相続権を引継ぎます。
 (代襲相続:民法第887条第2項・第3項、第889条第2項)
 ※第三順位の相続権はその子(被相続人の甥/姪)のみ、一代に限り引継ぎます。(代襲相続:民法第889条第2項)

02.相続手続の進め方

2. 何を分ける？相続財産調査

遺産とは何か？

遺産とは亡くなった方が残した「権利と義務」のことをいいます。つまり、遺産には、プラスの財産だけでなくマイナスの財産も含まれるということです。

プラスの財産	マイナスの財産
不動産（土地・建物） 宅地・居宅・農地・店舗・貸地など 不動産上の権利 借地権・地上権・定期借地権など 金融資産 現金・預貯金・有価証券 小切手・株式・国債・社債・債権 貸付金・売掛金・手形債権など 動産 車・家財・骨董品・宝石・貴金属など その他 株式・ゴルフ会員権・著作権・特許権など	借金 借入金・買掛金・手形債務・リース未払金など 公租公課 未払の所得税・住民税・固定資産税など 保証債務 その他 未払費用・未払利息・未払の医療費・預り敷金など

遺産に該当しないもの

<ul style="list-style-type: none"> ・財産分与請求権 ・生活保護受給権 ・身元保証債務 	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養請求権 ・受取人指定のある生命保険金 ・墓地、霊廟、仏壇・仏具、神具など祭祀に関するもの などがあります。
---	--

遺産の評価をどうするか？

民法上の遺産を引き継ぐ手続では、評価方法は定められていません。ですから、一般的には、時価で換算することになります。ただ、遺産の評価では、評価方法により、相続税の評価額が変わってきたり、民法と税法上では、遺産の対象とその評価の扱いが異なるなど専門的な判断が必要です。

税理士や司法書士などの専門家の
アドバイスを必ず受けて下さい。

UP?
DOWN?
遺産の
評価額

知りたい!

- マイナス財産(借金)も引き継がなければならないのでしょうか？
- 相続税はどれくらいかかるのでしょうか？
- P9の遺産をどう分ける？遺産相続の方法「相続放棄」をご覧ください
- P12の「相続税とは？」をご覧ください

02.相続手続の進め方

3. 遺産をどう分ける？遺産相続の方法

相続人が確定し、遺産の概要も見えてきたら、あとはそれを分けるだけです。さて、遺産をどう分けるのが良いのでしょうか？

まずは、法律で定められた遺産相続の方法について確認しましょう。

▶ 遺言

被相続人の死後に遺言書が発見されれば、遺言書の内容が優先します。すなわち、相続人や相続分に関係なく、遺言書に書かれた内容に従って相続が行われるのです。但し、遺言書の形式は法律で厳格に規定されていますので、形式が整っていないと無効になる場合もありますので注意が必要です。

また、遺言書があり、かつ遺言執行者がいない場合、相続人全員の同意をもって自由に分配することが可能です。

▶ 法定相続

法律は血縁関係に応じて相続分を定めています。法定相続の場合は、このまま法律の定めた割合で各財産は共有されます。尚、これを変更する場合は遺産分割協議が必要となります。

▶ 遺産分割協議

遺言がない場合や法定相続によらない場合は、相続人全員で話し合って遺産分割方法を決めます。しかし、多数決というわけにはいかず、相続人の一人でも欠けた遺産分割は成立しません。話し合いがまとまれば、「遺産分割協議書」を作成します。

この遺産分割協議書の内容に従って様々な名義変更手続を行うこととなりますので、遺言書と同様作成には注意が必要です。

▶ 相続放棄

期限 **3ヶ月以内**

マイナスの財産が多い時など、何らかの原因で相続人になりたくない場合に行います。

- **相続放棄**：相続権そのものを放棄します。借金を負わなくて済むものの、プラスの財産を取得することもできません。各相続人が単独で放棄できます。
- **限定承認**：相続財産のプラスの範囲でマイナス財産も引き継ぐ制度です。相続人全員で行わなければなりません。

※いずれの方法も、相続があったことを知った後3ヶ月以内に行わなければなりません。万一、相続開始後3ヶ月を過ぎていれば、相続放棄の申立の際、説明をする必要があります。専門知識を要する手続ですので、ぜひ一度ご相談ください。
また、故意に財産を処分・隠匿している場合は3ヶ月以内であっても受けられない場合があります。

左記のうち、現実的には最も多いと言われる「遺産分割協議」について確認いたしましょう。

(1) 遺産分割の種類

指定分割

被相続人が遺言によって指示する分割方法で、遺産分割ではこの方法が最優先されます。民法上の相続人以外の人にも分割することもできます。

協議分割

被相続人の遺言による指定がない場合に、共同相続人全員の話し合いで分割する方法です。その際、内容を書面にする義務はありませんが、後々のトラブルを避けるために、遺産分割協議書を作成し、相続人全員がその内容を承諾したことを証しておくこと将来安全です。協議は相続人全員の合意が必要で、全員が揃わない協議は成立しません。

調停・審判・判決による遺産分割

調停・審判・判決による遺産分割は、遺産分割協議がうまくまとまらない場合や行方不明者がいて協議ができない場合に用いられる方法です。家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立て、調停でまとまらない場合は、審判になります。

(2) 遺産分割の3つの方法

現物分割

一般的によく行われる分割方法で、不動産はAに、預金はBに、その他の財産はCにというように、どの相続財産を誰が相続するかを現物によって決める方法です。やり方は簡単ですが、相続人間で不公平が生じる可能性もあります。

換価分割

たとえば、不動産のみが相続財産である場合、その不動産を売却して、売却額を相続人間で分ける方法です。有価証券も同様です。換価分割のデメリットは、売却時に譲渡所得税が課税されたり、処分に費用がかかる点です。

代償分割

一部の相続人が相続財産を法定相続分以上に多めに相続し、不公平が生じた部分について、他の相続人に金銭を引き渡す方法です。この方法によって遺産分割を行うには、代償金を支払う相続人によっては多額の金銭がなければなりません。

(3) 遺産分割協議書の作成

遺産分割協議を行って、遺産の分割方法が決まったら、後日争いが起こるのを避けるためにも、その内容を遺産分割協議書という形で残しておきましょう。

02. 相続手続の進め方

4. 準確定申告とは？

1 準確定申告とは

確定申告すべき人が年の途中で亡くなった場合、その年の1月1日から亡くなった日までの所得の申告で、相続人は、相続があったことを知った日から4か月以内に被相続人の所得税の確定申告をしなければなりません。これを「準確定申告」といいます。

期限
4か月
以内

▼こんな方は準確定申告が必要です

1. 自営業者で青色申告の方
2. 自営業者の白色申告者で、所得が基礎控除額を越えている場合
3. 給与所得者で
 - ① 2ヶ所以上から給与を受けていた場合
 - ② 給与収入が2千万円を超えていた場合
 - ③ 給与所得や退職所得以外の所得が合計で20万円以上あった場合
 - ④ 医療費控除の対象となる高額な医療費を支払っていた場合
 - ⑤ 同族会社の役員や親戚などで、給与の他に貸付金の利子、家賃などを受け取っていた場合

2 準確定申告のスケジュール

被相続人に所得あり → 死亡のため所得なし

3/15 4/1 8/1
↑ ↑ ↑
確定申告 死亡 準確定申告の期限

通常は翌年の3月15日までに確定申告すべきものですが、被相続人が死亡の場合は、相続開始があった事を知った日から4か月以内に準確定申告をしなければなりません。

3 準確定申告の手続

申告先	被相続人（死亡した人）の死亡当時の住所地を管轄する税務署
申告者	・ 相続人または包括受遺者 ・ 相続人が複数人いる場合は、各相続人が連署で行います。
必要書類	・ 確定申告書 ・ 確定申告書の付表 ・ 給与や年金の源泉徴収票 ・ 医療費控除のための領収書 ・ 生命保険や損害保険の控除証明書 ※ 場合によっては、この他にも書類を要求されることもあります。

02. 相続手続の進め方

5. 相続税とは？

相続税は、相続や遺贈等によって取得した財産が一定金額を越えた場合にかかる税金で、統計的には相続が発生した方100人のうち6人程度の割合で発生しています。そこで、「自分は大丈夫だろうか？」と心配な方のために、相続税の大まかな仕組みを説明させていただきます。

1 相続税は何に対してかかるのか？

課税価格の算出



2 相続税がかかる場合、かからない場合

相続税がかかる 課税価格の合計額 > 基礎控除額

相続税がかからない 課税価格の合計額 ≤ 基礎控除額

相続税の基礎控除額 = 3,000万円 + 法定相続人の数 × 600万円

例) 相続税の課税価格の合計額 5,000万円の場合

- 1) 法定相続人 奥様・長男・次男の場合
3,000万円 + 3人 × 600万円 = 4,800万円
課税価格の合計額 5,000万円 > 基礎控除額 4,800万円
→ よって、相続税がかかります。
- 2) 法定相続人 奥様・長男・長女・次男の場合
3,000万円 + 4人 × 600万円 = 5,400万円
課税価格の合計額 5,000万円 < 基礎控除額 5,400万円
→ よって、相続税はかかりません。

02.相続手続の進め方

6. 相続税の申告と納付

1 相続税の計算方法

STEP1

課税価格の算出 前頁参照

STEP2

課税遺産総額の算出

STEP3

相続税の総額の計算

- A 課税遺産総額を法定相続分に応じて按分します。
- B 按分したそれぞれの金額に税率を掛けて、税額を計算します。
- C 計算したそれぞれの税額を合計した金額が相続税の総額となります。

STEP4

各人の納付すべき相続税額の計算

- A 相続税の総額を課税価格の合計額に占める各人の課税価格の割合で按分します。
(一定の要件に該当すると2割が加算されます)
- B 按分した税額から、各種の税額控除の額を差し引きます。

〈相続税の速算表〉

平成27年1月1日以後の相続または遺贈分			
法定相続人の取得金額		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	—
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

2 相続税の計算方法

申告が必要な場合

相続税の課税価格の合計が基礎控除額を超える場合には相続税の申告が必要です。

申告期限と提出先

相続開始から10ヶ月以内に被相続人の死亡時の住所地を管轄する税務署に申告書を提出します。

3 相続税の納付方法

納付方法と納付期限

相続税の納付は全額を1回で納付するのが原則です。納付期限は相続開始から10ヶ月以内です。

納付の方法

最寄の金融機関または所轄の税務署で納付書に金銭を添えて納付します。

i) 期限に間に合わない時は…延納

延納とは

相続税が多額で、一度で支払うのが困難な場合に、担保提供を条件として相続税の元金均等年払いによる延納を行うことができます。

延納の要件

- ・納付すべき税額が10万円を超えていること。
- ・金銭で一括納付することが困難であること。
- ・担保を提供すること。
- ・納期限までに延納申請書を提出すること。

ii) 金銭で納められない時には…物納

物納とは

延納によっても金銭で納付することが困難であり、かつその納付を困難とする金額の限度内である他、一定の要件を満たす場合に金銭の代わりに物で納める方法です。

物納の優先順位

- 第1順位：国債、地方債、不動産、あるいは船舶。
 - 第2順位：第1順位の財産を用意できない場合は社債、株式などの有価証券。
 - 第3順位：第1、第2順位の財産を用意できない場合は動産。
- 特定登録美術品は上記順位にかかわらず物納に充てることができます。

02.相続手続の進め方

7. 相続関係用語解説

前述してきたような基礎知識の他に、相続では下記のような言葉が出て来ます。一つ一つは珍しいケースなのですが、それぞれのご家庭にとっては大きな金額を伴う事柄ばかりです。代表的なものを挙げておきます。

押さえておこう!

遺留分

- 相続人に最低限保証されている相続分のことです。遺言で侵害された場合に請求できます(遺留分減殺請求と言います)。
- 侵害されたことを知って1年以内に手続きをしなければなりません。

押さえておこう!

特別受益分

- 相続人のなかに結婚費用、住宅資金や日々の生活の資本として財産を受けた人がいる場合には、相続人の間で不公平にならないように、この財産は事前に相続したものとして処理されます。

押さえておこう!

寄与分

- 相続人のなかに、被相続人の事業や財産の形成、療養看護などの貢献により、財産の形成、維持に特別に寄与した人は相当分を相続人の協議か家庭裁判所の審判により取得できます。

押さえておこう!

遺留分減殺請求

- 遺言や生前贈与によって遺留分を侵害された相続人が、遺留分を侵害した相続人や受遺者に対して、遺留分の減殺を請求することができる権利です。
- 内容証明郵便で送るのが一般的で、遺留分が侵害されたことを知ったときから、1年以内(消滅時効)、または相続開始のときから10年以内に行使しなければなりません。(除斥期間)



ご注意点!

特別受益分の注意点

特別受益分の判定は、直接相続分に影響するため相続でよく争われるポイントになります。中には特別受益分の裁判で、10年以上もの時間がかかることもございます。相続人間の特別受益分をきちんと確認したいという方は、相続の専門家にご相談することをお勧めします。

相続登記の注意点

相続登記は相続の名義変更の中でも最も重要な手続きです。それは、①不動産が比較的高価な財産であることや、②登記は専門家に依頼しなければならないことがあること、③登記が遅れ、相続人の中で次の相続が始まってしまうと、権利者が大幅に増える可能性があることなどが理由となります。分割協議が終わったら、速やかに手続きに入りましょう。

02.相続手続の進め方

8. 必要書類一覧

相続手続には、添付書類として下記のようなものが必要となります。相手先によって変わる部分もありますが、代表的なものを掲載しておきます。

チェック	手続	種類	手続先	死亡者の					受取人・相続人の			備考	
				除住民票	除籍	改製原戸籍・原戸籍	診断書	手帳・証書	印鑑	印鑑証明	住民票		戸籍
<input type="checkbox"/>	会社役員 の退任		法務局		●				●				会社代表者や他の 役員からの手続
<input type="checkbox"/>	会員		所属クラブ						●				電話で対応可
<input type="checkbox"/>	クレジットカード		クレジット会社						●				電話で対応可
<input type="checkbox"/>	遺族年金	国民年金	市区町村役場	●	●		●	●			●	●	裁定請求書・所得証明書
<input type="checkbox"/>	寡婦年金		市区町村役場	●	●		●	●			●	●	裁定請求書・所得証明書
<input type="checkbox"/>	死亡一時金		市区町村役場	●	●		●	●			●	●	裁定請求書
<input type="checkbox"/>	遺族厚生年金		年金事務所	●	●		●	●			●	●	
<input type="checkbox"/>	遺族共済年金	厚生年金	市区町村役場	●	●		●	●					
<input type="checkbox"/>	葬祭費	国民健康 保険	市区町村役場						●	●			葬儀費の領収書
<input type="checkbox"/>	埋葬費	社会保険	勤務先・ 年金事務所						●	●			
<input type="checkbox"/>	保険金	生命保険	保険会社	●	●				●	●			期限は約款による
<input type="checkbox"/>	保険金	簡易保険	郵便局		●				●	●			死亡記載事項証明書
<input type="checkbox"/>	名義変更	不動産	法務局	●	●	●				●	●	●	遺言書・遺産分割協議書
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	預貯金	銀行・郵便局	●	●	●			●	●	●	●	遺言書・遺産分割協議書
<input type="checkbox"/>	名義変更	株式	証券会社	●	●	●			●	●	●	●	遺言書・遺産分割協議書
<input type="checkbox"/>	名義変更	自動車	陸運局	●	●	●			●	●		●	遺言書・遺産分割協議書
<input type="checkbox"/>	名義変更	電気・水道 ・ガス	各社						●			●	電話で対応可
<input type="checkbox"/>	名義変更	電話	電話会社		●	●				●		●	
<input type="checkbox"/>	名義変更	借金	債権者	●	●	●				●	●	●	

03.生前対策の進め方

1. 争族対策

生前対策は、

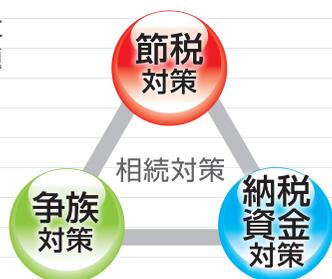
相続はある日突然発生する機会が多いため、つい、起きてしまったから慌ててしまいがちですが、見方を変えれば必ず起こることでもあるために、事前にしっかりと準備を進めておけば、慌てずに済む問題でもあるとすることができます。早めに準備を進めておきたいものです。

生前対策は

☞ **争族対策**
(相続人同士がもめないようにすること)

☞ **相続税対策**
(①節税対策、②納税資金対策・・・P23,24で後述)

の大きく2つに分かれます。



1 争族対策とは

争族対策とは、遺産分割の際に相続人同士が相続財産をめぐる争うことのないように、予め対策を講じるということです。

遺産の分割は、相続人間の話し合い（遺産分割協議）で決めるのが理想的といえますが、相続人全員が納得するようにまとめることは難しいものです。また、事業の承継問題など遺産が細分化されることが望ましくないということもあります。

そこで、相続争いや事業の承継問題などを未然に防ぐには、遺産の分配方法などを相続人に伝えておくことが必要です。ただ、遺産の分配方法を口頭で伝えるだけでは、法的な効力がありませんので、『遺言書』として残しておくのが確実です。

特に、家族関係が複雑な場合や相続人が配偶者と兄弟の場合など揉める要素があると考えられるときには、遺言書の作成は大変有効な方法と言えます。



2 遺言書必要度チェック



まだまだ一般の方には馴染みの薄い遺言書ですが、実は“遺言書を書いておいた方が良かった”という代表的なケースが下記のように多く存在します。一度ご自身の家庭環境に照らし合わせて検討してみましょう。

- 1 子どもがいない
- 2 相続人が一人もいない
- 3 相続人の数が多い
- 4 内縁の妻（または夫）がいる
- 5 自分が死んだ後の妻（または夫）の生活が心配だ
- 6 相続人の中に行方不明者がいる
- 7 世話をしてくれた嫁（または婿）がいる
- 8 障害をもつ子どもに多くの財産を与えたい
- 9 家業を継ぐ子どもがいる
- 10 遺産のほとんどが不動産だ
- 11 子供たちの経済格差が大きい
- 12 再婚など、家族構成に複雑な事情がある
- 13 隠し子がいる
- 14 子供たちの仲が悪い
- 15 相続に自分の意志を反映したい
- 16 特定の人だけに財産を譲りたい
- 17 推定相続人以外に相続させたい
- 18 現在別居中（離婚訴訟中等）の配偶者がいる場合

03.生前対策の進め方

1. 争続対策

3 遺言書の種類

遺言書の種類、作り方は法律で厳格に定められています。それ以外の方法で作成されたものや口頭で言ったものは無効で、法的効力を生じません。それどころか、かえって紛争の種になってしまう可能性すらあります。そのため、よく注意して作成する必要があります。

ここでは、一般的によく使われる「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」について見てみましょう。



	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	● 公証人役場で、2名の証人の前で遺言内容を公証人に申し述べ、公証人が遺言書を作成する。	● 自筆で遺言書を作成し、日付、氏名を記入の上、押印する。
メリット	● 公文書として、強力な効力をもつ。 ● 家庭裁判所での検認手続が不要。 ● 死後すぐに遺言の内容を実行できる。 ● 原本は公証役場に保管されるため、紛失・変造の心配がない。	● 手軽でいつでもどこでも書ける。 ● 費用がかからない。 ● 誰にも知られずに作成できる。
デメリット	● 証人が必要。 ※ 成年者であることが必要で、推定相続人やその配偶者、ならびに直系血族等はなれない。 ● 費用がかかる。	● 不明確な内容になりがち。 ● 形式の不備で無効になりやすい。 ● 紛失や偽造・変造、隠匿のおそれがある。 ● 家庭裁判所での検認手続が必要。

▶ 遺言内容を確実に相続人に伝えるためには、公正証書遺言が最も安全・確実です

4 遺言書でできること

法律的に意味のある遺言は、民法で下記の通り決められています。もちろんそれ以外のことを書いてはいけないというわけではありません。残された方のことを考えて「付言事項」として遺言者の思いを書かれることは、大変意味のあることではないでしょうか。

財産の処分に関すること	第三者への遺贈	お世話になった人など相続人以外の人にも財産を贈与することができます。
	社会に役立てるための寄付	社会福祉団体や公的機関や菩提寺などに財産を寄付することができます。
	信託の設定	信託銀行などに財産を管理・運用してもらうための信託設定をすることができます。
相続に関すること	法定相続と異なる相続分の指定	法定相続分とは異なる相続割合を希望する場合に、相続人それぞれの相続分を指定することができます。
	相続人ごとに相続させる財産の指定	相続人それぞれに、誰に何の財産を相続させるか指定することができます。
	遺産分割の禁止	5年間遺産分割を禁止することができます。
	生前贈与、遺贈の持戻しの免除	生前に行った贈与などは、通常相続分から調整されることとなりますが、遺言によってそれを免除することができます。
	遺留分の減殺方法の指定	相続人の遺留分が侵害された場合、遺贈等の減殺の順序や割合を指定することができます。
	共同相続人間の担保責任の減免・加重	遺産分割後にその相続を受けた財産に欠陥があって損害を受けた時、相続人同士はお互いの相続分に応じて保障しあうことが義務となっていますが、遺言でその義務を軽減したり加重することができます。
	遺言執行者の指定	遺言の内容を実際に執行してもらう人を指定することができます。
身分に関すること	認知	婚外の子を認知することができ、認知された子は相続人となることができます。
	法定相続人の廃除またはその取り消し	相続人を廃除したり、また廃除の取り消しができます。
	未成年後見人の指定	相続人の中に未成年者がいて親権者がいない場合は、遺言によって後見人を指定することができます。

03.生前対策の進め方

2. 相続税対策

遺言書を書いてみよう

名前、印鑑、日付は必須です。
日付まできちんと書いてください。
平成●年●月吉日はNGです。

遺言の内容をより確実に実現するため、
遺言執行者を指定しておきましょう。

遺言書に書かれていない財産が出てきたときに、
遺産分割協議をすることなく妻がそれらの財産を
相続できます。

タイトルはなくても有効ですが、書いた方がよい
でしょう。
自筆証書遺言の場合は、全文自筆で書く必要が
あります。

遺言書

私は、私の遺産について、次のとおり遺言する。

一、妻●●花子（昭和○年十月一日生）に対しては次の財産を相続させる。

① ●●●●市●●●●1-2-13
宅地 ○○平方メートル

② 同地同番地 家屋番号 五番
居室 木造瓦葺二階建
一階 ○○平方メートル
二階 ○○平方メートル

二、長女●●さくら（昭和○年三月十五日生）には、次の財産を相続させる。

① ●●●●銀行本店営業部の私名義のすべての預金債権

三、長男●●一郎（昭和○年八月八日生）には次の財産を相続させる。

① ●●●●株式会社○○商事の株式一万株

四、一条～三条に記載した以外の私の財産のすべてを妻●●●●花子に相続させる。

五、石川県金沢市広岡○○○ 税理士 向智大 を遺言執行者に指定する。

付言事項
私の人生は、愛する妻と愛すべき二人の子どもに恵まれて幸せでした。妻花子の今後の生活のことを考えてこの遺言書をつくりま
す。さくらと一郎にはお母さんのことを大事に、私の死後も家族
仲良く生活していつてくれることを願います。

平成二十六年六月二日
石川県金沢市広岡○○○
●●●●辰夫
印

遺産が不動産の場合、
登記事項証明書どおり
正確に記載しましょう。

遺言の相手方について
は、自分との続柄、生年
月日で特定し、第三者の
場合は、住所も記してお
くとよいでしょう。

預貯金、株式その他の財産についても、客観的な資
料からできるだけ詳しく正確に特定しましょう。

コラム

専門家の作る遺言書は
何が違う？

自分でも作れる遺言書ですが、当センターが作成する遺言書は相続専門の税理士・司法書士が常駐しているため下記の点が違います。

相続人からクレームがつくような遺言書は作りません。

- ▶ 相続人に保証されている遺留分（最低限の相続分）への対策
- ▶ 特別にお世話をした人の寄与分（お世話への対価）への対策
- ▶ 遺言の無効主張への対策
- ▶ 相続人の人生設計をも考慮した対応

円滑に相続手続ができるような遺言書を作成します。

- ▶ 明確な内容で手続先も納得させます。
- ▶ 相続手続の執行まで責任を持ちます。
- ▶ 遺言書の安全な管理をお約束します。

相続税対策、納税対策まで見据えた遺言書を作成します。

！遺言は作っただけでは効力を発揮しない!?

前述したように遺言書は公正証書化することが最も効果的な手段です。
我々がサポートする場合、公証役場への同行、遺言書の保管も対応しております。
また、遺言執行者に相応しい方がいない場合、我々が執行することも可能です。
また、考えていらっしゃる分配のあり方を実現するのに、より良い方法が見つかる
可能性もあります。その場合、推定相続人や財産の調査をした上で再提案させてい
ただいております。

03.生前対策の進め方

2. 相続税対策

相続税対策には

1 節税対策（税金を安くすること）

2 納税資金対策

の大きく2つの考え方があります。

以下に有効な5つの対策をご紹介します。

対策1

相続人を増やし、税率を下げる

相続税を減らすには、相続人の数を増やすという方法が有効です。

- ①相続人を増やすと一人当たりの相続額が減り、税率区分を下げるができます。
- ②相続人が一人増えるごとに基礎控除額が600万円追加されます。

そのために有効なのが「養子縁組制度の活用」ですが、一定の制限がありますので詳しくはご相談下さい。

対策2

所有財産の評価を下げる

土地や建物は、利用状況に応じて財産評価基本通達により評価減がありますので、下記のような方法で土地・建物の評価を下げる事が可能です。

- ①更地で土地を持っている場合は、一定の要件を満たす建物を建てることで相続税評価額を大きく下げることができます。(何も建てていない更地の状態に比べ、最大80%減の評価になります)
- ②建てた建物は、固定資産税としての評価額がそのまま相続税の評価額になり、建築費の60%まで下がるといわれています。木造アパートの場合は、更に評価額が下がり、節税効果も大きくなります。

対策3

「相続時精算課税制度」の活用

「相続時精算課税制度」とは、60歳以上の父母や祖父母から20歳以上の子や孫が贈与を受けた財産について、2,500万円までであれば贈与税がかからないという制度です。

贈与者である父母などが亡くなったときには、遺産にその贈与を受けた財産の価額（贈与時の時価）を加えて相続税を計算することになります。

この制度のメリットは、

- ・生前の名義変更がしやすくなる
- ・収益不動産を名義変更することにより、賃料収入を子や孫に移すことができる（相続税対策）

などがあげられます。

制度概要（平成27年1月1日以降）

贈与者（あげる人）	60歳以上の父母、祖父母
受贈者（もらう人）	20歳以上の子、孫
贈与時	$\text{贈与税} = (\text{贈与財産の価額} - 2,500 \text{万円}) \times 20\%$ 2,500万円まで贈与税がかかりません。 2,500万円を超える部分の金額は一律20%の贈与税がかかります。
相続時	贈与者である父母などが亡くなったとき 相続税がかかる財産 = 遺産 + 贈与財産の価額（贈与時の時価）

対策4

「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例」の活用

①非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、一定の要件を満たせばその後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

②非上場株式等について贈与税の納税猶予の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、一定の要件を満たせばその後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

対策5

納税資金として自己株式と生命保険を活用

様々な相続税対策を行っても、相続税がかかる場合もあります。そのための納税資金を自己株式と生命保険で用意しておくことができます。

①納税資金にあてる目的で大口の生命保険に加入すると、保険金でスムーズに現金を用意することができます。また、保険の掛け金を払うことで、相続財産を減らすことができ、かつ、生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人の数）を利用することができます。

②会社を営んでいる場合は、会社の株式を活用するという方法もあります。以前は、未上場会社の株式は、一般市場性のない株式ですから、売りたいこともできませんでした。それにもかかわらず、会社の内容が優良であればあるほど株価も高くなり、株価に対して高い相続税が課税されていました。

現在は、自社の株式を相続した遺族がその株式を会社に売却することが認められており、売却資金を使って、納税を行うということが可能になりました。

※以上の内容は平成27年4月1日現在時点のものです。

石川金沢相続サポートセンター 4つの安心

石川金沢相続サポートセンター

安心 1

初回の相続相談は無料です!

石川金沢相続サポートセンターは、**まず無料で相談**を行わせていただき、お客様の相続の状況をお伺いいたします。その上で、お客様にあった相続サポートをご提案させていただきます。

一人一人のお客様に対する、**オーダーメイドの相続サポートサービス**を実感していただけます。

お客様に本当に納得してからご依頼いただくための、石川金沢相続サポートセンターのサービスです。

石川金沢相続サポートセンター

安心 2

税理士・司法書士による総合的な相続サポート

相続の専門税理士と司法書士が相続手続きから相続税申告、相続にかかわる不動産の名義変更(相続登記)までトータルにサポートいたします。

相続の専門家による
親身なサポート

石川金沢相続サポートセンター

安心 3

初めての相続でも安心です!

相続は人生の中で何度も経験することではありません。石川金沢相続サポートセンターは、ご相談から解決まで一つの窓口で、お一人一人にあったサポートを提供いたします。

さらに、**費用は一つ一つの手続きごとに明確に規定**しております。思わぬ出費が発生することはありません。

各専門家のコーディネートから進捗管理まで、相続手続きはまるごと私たちにお任せください。

石川金沢相続サポートセンター

安心 4

わかりやすい定額料金でお客様の相続をサポート

石川金沢相続サポートセンターは、お客さまにサービス内容と料金を事前にご説明し、**不明瞭な料金は一切いたしません。**安心してご相談ください。

石川金沢相続サポートセンターで お手伝いできること

石川金沢相続サポートセンターでは、初回の無料相談会を実施しております。まずはお電話にて、ご相談予約・無料相談をお問合せ下さい。



まずは、お気軽にお問合せ下さい。
担当の専門家のスケジュールを確認し、
ご相談の日程とお時間を確保いたします。

受付時間 9:00~21:00 (平日・土日祝)

相談時間 平日夜間や土日の面談をご希望の方は調整いたしますのでご相談ください。

ご都合の良い時間を選んで、専門家との日程調整をさせていただきます。

※ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方と、そのご親族様に限定させていただきます。

およそ60分の無料相談では、専門家がしっかりとお客様のお話をお伺いいたします。ご不明な点がございましたら、何でもお聞きください。

また、相続手続き、相続税申告、相続にかかわる不動産の名義変更(相続登記)などは、前もってサポート内容と料金の説明をさせていただきます。

相続に関する事は、お気軽にお問合せください。



石川金沢相続サポートセンターでは、石川・金沢を中心に相続手続き・相続税申告・不動産の名義変更・遺産分割・遺言書作成などを、親身にサポートさせていただきます。

当センターでは、下記のお手伝いをさせていただきます。また、相続の無料相談会も実施しておりますので、お気軽にお問合せください。

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 相続手続きサポート | 2 生前贈与サポート |
| 3 相続税申告サポート | 4 遺言書作成サポート |
| 5 相続放棄サポート | 6 相続税発生診断/生前対策サポート |
| 7 相続登記サポート | 8 事実承継対策サポート |

当センターは、地域密着の事業運営をしており、毎月多くの無料相談をお受けしております。無料相談は、事前予約をいただければ、どなたでもご利用いただくことが可能です。まずはお気軽にお問合せ下さい。

電話での
お問合せ



0120-779-155

メールでの
お問合せ

info@mukai-group.com